

第10章 総合政策科学とグローバル化の進展 —事業環境の観点から—

1. はじめに

グローバル化が進む中で、企業はこれまで以上に国を選ぶ時代になった。言い換えれば、企業にとって魅力ある環境、これを事業（または企業）環境と呼んでおくが、国が事業環境を絶えず適正に整備しておかないと企業は活動の場をより魅力的な国外に移してしまう、また外国の企業も入ってこなくなる、そういう時代である。各国が事業環境の魅力を競い合って整備するという意味から、制度間競争の時代であるともいわれる。制度間競争といえば、途上国のみならず先進各国政府や州政府・自治体も長年にわたって経済の活性化、雇用の創出、地域開発などの目的から外国企業に対して競い合って魅力あるインセンティブを整備して誘致活動を展開してきたことと似ているところがある。日本の企業はこうした外国の誘致活動の重要な対象であったが、わが国自身は国も自治体も最近まで、まったくといって良いほど外国企業を意識した環境の整備、誘致活動をしてこなかった。

わが国は、高度成長の成功体験が染み付いていて、外国企業の誘致はむろんのこと、経済・社会システムの見直しが遅れ、長期低迷から未だに脱却するシナリオは描ききれていない。産業界のリーダーは構造改革の緊急性を強調し、「日本は改革を避けてきた結果、国際社会の中で周回遅れのランナーになってしまったのではないかと述べている¹⁾。日本の経済社会がグローバル化の進展をはじめ、国内外の環境変化に柔軟に対応していくためには構造改革が避けて通れない。改革の一つに、企業が創意・工夫を最大限

1) 日本経済団体連合会奥田 祝会長の「東富士フォーラム」(2003, 7, 24)における発言)

発揮できる環境—事業（企業）環境—を十分魅力的なものに整備すること、そして日本が内外の企業から選ばれるようにすることが重要である。以下では、事業環境の改善につながる制度改革の主な動き、課題を取り上げる。

2. 事業（企業）環境のイメージ

ここで事業環境について一応のイメージを掴んでおきたい。事業環境とは、企業が与件として受け入れるもの、むしろ影響を受ける制度的な環境であって、個々の企業の経営努力などの埒外にあるものである。また景気や経済成長といった経済環境も事業環境の対象に入れられない。因みに、政府は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の中で、資本や労働などの経営資源が市場を通じて成長分野へスムーズに動いていく、流れていくようにすること、その担い手である企業の事業環境を整えること、これを妨げている制度・仕組みを変えることとしている。

事業環境の具体的な内容としては、①新製品を開発しても、あるいは技術進歩など広い意味でのイノベーションの機会があっても過剰な規制などにより十分な活用ができないでいるか、事業参入に制約がないか、新規事業の立ち上げが容易か、官業が民業を圧迫していないか、②法律・制度や税制が企業の行なう迅速かつ適正な集中と選択にとって障害となっていないか、つまり企業が企業価値の増大を目指して経営革新を積極的に進めていくための条件が整備されているか、③日本の企業が海外で安定した事業活動が行なえる状況になっているか、全体として、日本が外国の企業にも選ばれるほど魅力的な環境といえるか、などである。

3. 規制改革、構造改革特区、官製市場の民間への開放

3.1 規制改革²⁾

規制は、様々な目的から経済活動、日常生活の隅々にまで深く入り込んで

2) 環境対策のように総じて規制が強化されるものもある。しかし環境規制といえども簡素合理化など絶えず見直しが必要である。たとえば、リサイクルを促進するという新しい事態に即

表1 90年代以降の規制改革の経済効果（2002年度分）

	規制改革による 経済効果(億円)	主要措置事項
移動体通信	17,205	参入規制・料金規制緩和携帯電話 売切り制導入
トラック	38,763	参入規制・料金規制緩和
電力	24,811	大口市場への参入自由化等
米	11,709	新食糧法の施行
11分野計	143,338	(対名目所得比3.9%)
国民一人当たり	11万2千円	

(内閣府「90年代以降の規制改革の経済効果」より)

いる。そして、規制はそれぞれ時代背景に対応して導入されてきたものである。従って、時代の変化にあわせて絶えず見直しをしていかなければならないのである。例えば、グローバリゼーションの牽引力の一つである情報通信技術の進展は社会に大きな変革をもたらしつつある。現に、長年ライフラインの核であった電報、固定電話の役割はすっかり変質した³⁾。

電電公社は民営化・分割され、わが国は遅ればせながらも電気通信事業の自由化・規制改革を進め、企業参入は活発に行われるようになった。利用者の利便性は格段に向上し、利用料も著しく低下した(表1参照)。今もなお情報化社会(ユビキタス社会—いつでも、どこでも、誰でも情報技術サービスの恩恵を受けられる社会)に向かって様々な変化がおきており、ニーズに対応もしくはニーズを先取りする様々なビジネスが生まれている。これに合わせて規制の見直しも行われている。また、そうでないと、せっかくの新技术も新しいサービスも活用されない。

わが国における規制改革の必要性は早くから内外において認識されてきた。特に広く国民の関心を集めた土光臨調(第二次臨時行政調査会)を皮切

して廃棄物処理法の一部改正が行なわれている。また、地球温暖化対策として最有力視されている燃料電池の開発・普及には、燃料の水素ひとつとってもその貯蔵・輸送ははじめ規制の見直しが避けて通れず、検討が続けられている。

3) 郵政公社の民営化議論の中で、郵便事業をユニバーサル・サービスの観点から民営化に反対する議論があるが、たとえ過疎地であっても郵便の今日的役割は変質し、著しく低下している。郵便局が世界最大の貯金・保険事業を平行しておこなっていることが問題を複雑にしているが、郵便局のみが郵便事業を維持し続けなければならない理由はあまりないように思われる。

表2 日本経団連規制改革要望事例

- ・派遣労働者への雇用契約申込み義務の廃止
 - ・女性の坑内労働の禁止規定の見直し
 - ・確定給付企業年金における加入者範囲の見直し
 - ・住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限の緩和
 - ・工事現場における現場代理人「常駐」の定義の明確化
 - ・輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度の導入
 - ・公的個人認証サービス制度の利便性向上
 - ・地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認
 - ・サービサー法における商号規制の緩和
 - ・大量車輛登録変更のための特例措置の実現
 - ・休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認
 - ・外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る在留資格の整備
 - ・指定管理者の指定を受けた営利法人への地方公務員の派遣解禁
- (「2004年度日本経団連規制改革要望」(2004・11より抜粋))

りに中曽根内閣以降歴代の内閣は、濃淡の差はあれ、例外なく規制緩和・規制改革に取り組んできた。

その背景として、戦後の産業政策が政府の介入を前提とした個別対策が中心で企業の自主的な活動が阻害されてきたことの認識、企業が力をつけ政府の指図を必要としなくなったこと、また繰り返された欧米諸国などとの通商摩擦や円高による内外価格差の拡大、そして何よりも国内市場を自由で公正な市場にしていけないと激化するグローバルコンペティションについていけないとの認識が広まったこと、などがあげられる。その結果、経済的規制のみならず、社会的規制を含む事前規制の事後規制への移行、簡素化・合理化が進み、事業分野では製造業を中心に規制改革は進んだ。そして、全体として企業のビジネスチャンスは広がり、製品・サービスの多様化、コストの引き下げ・価格の低下が進み、需要家、消費者の厚生は高まった。

とはいえ、いまなお規制改革の必要性が強調されない日はない。規制は技術進歩、需要の変化をはじめ、経済社会の動きに合わせて絶えず見直すべきものであるから当然といえば当然ではある。しかし、他方で改革には大きなエネルギーを必要とするためになかなか進まない面がある。一般に、規制によって守られている直接の受益者、関係する役所、それに政治家等が加わって既得権を守ろうとし、そして国民の健康や安全、さらには社会秩序やセ

ーフティネットの維持に規制の維持が不可欠といった議論のなかで改革はスムーズに進まない。折りに触れ弊害が指摘される縦割り行政が事態に拍車をかけている（保安四法のメモ参照）。その結果、規制そのものにとどまらず運用の改善を求める規制改革要望が産業界などの関係者から政府に提出されることが常態になっている。日本経団連は政府の規制改革要望受付に合わせて産業界を代表して会員企業アンケート調査をもとに毎回毎回多くの要望を政府に提出し、その実現を働きかけている。

メモ 石油コンビナートに関わる保安四法の規制改革

石油コンビナートは災害が発生した場合の被害が大きくなる可能性があることから、消防法、高圧ガス保安法、労働衛生安全法、石油コンビナート等災害防止法のいわゆる「コンビナート保安四法」に基づく保安規制が課せられている。その結果、ひとつの設備に対し複数の法令による規制が課せられ、許可申請、完成検査、検査記録の作成・保存が重複するなど企業の負担は大きい。こうした事態に対し、石油・石油化学業界など関係業界は関係省庁（現在は経済産業省、厚生労働省、総務省）に長年にわたって、四法を整理統合し一本化して欲しいと要望してきた。しかしながら、一本化は関係官庁の整理を意味すること、しかもこれら官庁を調整する機能が欠如している現状では実現可能性は極めて低いとの判断が働き、絶えず底流に不満を持ち続けながら、いまや一本化要望の提出を諦めている。かわりに、現行の法体系を前提として、法律ごとに、言い換えれば、それぞれの省庁に要望を提出し一定の成果を挙げることで満足してきた。

一例として、検査周期の延長問題を取り上げてみよう。関係業界は一定の寿命管理技術を有する事業所については、検査周期を法令で一律に規定せずに自主的に決定できるようにすべきという要望をしてきた。その結果、高圧ガス保安法では平成9年、労働安全衛生法では平成14年（連続運転最長4年）に寿命予測に基づく検査周期の延長（自主的決定）が認められた。また、検査機関の民間への開放要望に対し、高圧ガス保安法に基づく完成検査・保安検査につき平成9年以降、労働安全衛生法については平成16年3月以降株式会社を含む民間検査機関に開放されている。

石油コンビナートの安全確保は何にもまして重視すべきことは当然である

が、安全管理技術が格段に進歩した今日、検査ひとつとっても検査方法の改善、検査周期の延長、検査主体の民間への開放、それも法律ごとに行うのではなく共通するものは一本化し、重複検査を排除するとともに簡素合理化を図る必要がある。しかし、前述の通り縦割り行政が堅固な現状では関係官庁の整理・合理化を伴う保安四法の本一本化は大変なエネルギーを必要とすると見られている。関係業界は、今後も止むを得ず個別の法律にそって保安規制の簡素・合理化を求め、あわせて手続きの整合化（重複、類似の各種申請・届出書類様式の統一化等）、検査機関等の要件の共通化・相互乗り入れ・審査結果の共通部分の審査免除、完成検査や技術・設計基準の整合化など実務的な規制改革を目指していくことになる。

3.2 構造改革特区制度

医療・福祉、教育、農業など規制改革の進まないまたは不十分な分野への突破口の一つとして考えられたのが構造改革特区制度である。全国一律の規制改革の実現が難しくても地域の特性を生かした自治体、民間事業者の発案に対し、規制の特例を認める区域を特区として認定し、地域の活性化につながろうというものである。また、特例措置が成功を取めれば全国的規制改革につながれることもできるという狙いもある。

これまでに特例措置が認められた特区の中には、市町村による社会人等の教員採用、英語の授業の実施（教育課程の弾力化）など直接ビジネスの拡大につながらないものもあるが、国際物流関連（臨時開庁手数料の軽減、税関の執務時間外における通関体制の整備）、農業（貸付方式による株式会社等の農業経営への参入）、産業活性化関連（電力の特定供給事業の許可対象拡大、石油コンビナート施設のレイアウト規制の緩和）、医療・福祉（株式会社による病院経営ならびに特別養護老人ホームの解禁）、新エネルギー・リサイクル、産学連携（外国人研究者の受け入れ促進）、教育（株式会社による学校経営の解禁、校地・校舎を所有しない大学の設置）など企業活動の幅を広げる規制緩和の特例は多い。更に、これら特例の中にも農業など全国的規制緩和への移行が期待されている分野もある。

もつとも、特区制度は従来のように財政支援などを梃子に国がモデルを示すなどして推進するのではなく、地域自ら自分の責任において知恵を出し工夫をし、かつ地域の間で競う性格のものである。ただし、特例措置の中には規制緩和が不十分で利用が進まない—たとえば、ワインの原料となるブドウの直接栽培を行う農地の借地面積規制のため中小事業者の参入が困難である、病院の混合診療が認められない、などの指摘もあり、規制緩和の推進とともに特例措置自体の見直しも必要になってこよう。

3.3 官製市場の見直し—民間への開放

これまでの規制改革により、産業活動に関係の深い分野では市場はより競争的になり企業が創意工夫を發揮しやすい環境は整いつつある。しかし、国や自治体がサービスを提供している分野およびサービスの提供主体が一定の法人等に限定されている公共関与の強い分野、医療・福祉・教育・労働・農業等国民生活に密着したいわゆる社会的分野における民間への開放はきわめて限定的である。政府の規制改革・民間開放推進会議（規制改革・民間開放推進会議の中間報告 04・8・2）はこれらの市場を官製市場と呼び、当面別表3の6類型について、抜本的に官業開放を推進したいとしている。

その考え方は、官製市場分野においても、行政は民間（企業）にはできない一部のサービスを除いて民間が出来る（効率が良い）ものは民間に任せる、いわゆる「官から民へ」を実現しようというものである。政府は、平成16年度から国・地方公共団体の事務・事業の民間への移管、公共施設などの民間による管理・運営、利活用、運営主体に制限があるなど公的関与の強い市場および公共サービス分野への民間参入という、官製市場の「民間開放」に関する要望についても受け付けることになった。

これまでも民間開放がなかったわけではない。政策判断の余地がまったくない検査・検定など、役所の外郭団体等に独占的に扱われてきた分野でも民間に部分的に開放をしたケースはある（保安四法メモ参照）。しかし今回のように明示的かつ包括的に取り上げられることはなかった。また、社会資本の整備について、財政難を背景に、競争入札で民間の資金、経営能力、技術力を公共施設の管理・運営に活用する PFI（Private Finance Initiative）制度も

表3 官業6類型と開放についての考え方

	開放についての考え方	検討事項例
①給付、徴収業務	・基本的には給付基準・税率等に基づき機械的に決定される処置であり、民間開放可能	国税・地方税等の徴収、年金業務等
②公的施設等の整備・管理・運営	・公的宿泊施設等については早期に廃止または民営化 ・その他公的施設についてもPFI、指定管理者制度のより一層の活用	宿泊施設、庁舎、宿舍、情報通信システム、行刑施設等
③登録等に係る業務	・基本的には政策判断が入り込む余地はなく、民間開放可能	車庫証明、登記・公証事務、工業所有権登記、自動車登録等
④統計調査、製造等	・公務員により行われなければならない必然性はない為、一定の要求水準を示した上で、当該水準を最も満たすものが行うべきもの	統計業務、貨幣・紙幣製造、白書等の製造、酒類研究等
⑤検査、検定等	・許認可等に係る審査・検査・検定等については、当該審査項目に政策判断の余地がないものについては民間開放の対象 ・その他の検査・検定等についても可能な限り競争原理を導入する観点から民間開放	医薬品等の製造等に係る承認審査業務、宅建免許審査、基準器検査、動植物検疫、電波監視等
⑥その他の事務・事業	・民間開放された事務・事業と類似なものは重点的に民間開放を推進 ・独立行政法人の行う業務・事業については遅くとも最初の中間目標期間終了時までに必要な検討を実施	物損事故処理、職業紹介業務、航空管制業務等

(規制改革・民間開放推進会議の中間報告2004. 8. 2より)

導入されている。さらに、指定管理者制度の導入により公の施設につき利用料金を含め管理・運営の委託先として一般民間事業者にも開放された。もっとも、民間開放といっても制度上の制約があり、限定的なものではある。法律で管理主体が国や自治体と規定されている公共施設の場合、建物の整備・運営など一部を民間が担当するにとどまっている。

民間開放について検討する際、そもそもサービスの提供も含めて管理主体が国や自治体でなければならないか、殊に、公権力の発動など官で行わなければならないものでも公務員でなければならないか、吟味が必要である。先

行例としては、民間人が駐車違反を取り締まることが出来るようになった道路交通法の改正がある。公権力を発動する民間人に守秘義務を負わせ、違反すれば罰則を科す、更に、公務執行妨害類似の規定を設けるなど、みなし公務員規定を適用する方向で解決できるのではないかという考えである。要するに、「民でできるものは民に」の考え方から、役所と企業が対等の立場で競争入札（市場化テスト）に参加し、国民に価格や質の面で良い提案を行ったものに任せようということである。米英などの経験が参考になる。成功への鍵は、コストのみならず質の点でいずれが優れているかを判定する仕組みの構築である。官による独占の弊害除去がそもそもの狙いであり、民間への開放によってただ単に特定企業が市場を独占するようなことがあってはならないし、サービスの質の低下が生じることのないような工夫も必要である。官庁が公権力の行使にあたるとして独占してきた公共サービス部門であり、これまでと比較にならない強い反発が予想されている。さしあたり、法制度の整備に加えモデル事業を選定・推進し、実施の過程で問題点を洗い出し、対応策を講じつつ本格導入を目指す方向で進められる見通しである。

4. 会社法制改正・整備

企業は様々の法制度によって律せられているが、その中心となるものとしては、商法と税制、そのほか証券取引法、会計制度、独占禁止法などがあげられよう。ここでは、事業環境の改善という観点から主として商法改正に焦点を当てる。

4.1 商法・会社法制改正

バブル崩壊後の打ち続く不況、とりわけ深刻な金融不安に直面し、産業にいかん活力を取り戻すかが政策の最重要課題となり、対症療法的かつ裁量的色彩を有する法整備がいくつかなされた。産業活力再生特別措置法、これに関連した株式会社産業再生機構法、新事業創出促進法の制定である。また、不採算部門の整理に関連して和議法に代わる民事再生法の制定、会社更生法の改正も行われた。

しかし、なんと言っても企業経営のインフラである商法の改正・整備が急がれた。そもそも、株式会社の本来の役割は利益追求を通じて社会を豊かにすることにあり、わが国ではそうした認識が稀薄であると同時に度重なる企業不祥事から経営改革の促進につながる改正にたいする抵抗感が強かったからか（議員立法による改正（メモ）参照）会社法の整備はアメリカ、ヨーロッパ諸国に遅れをとるところとなった。近年になり国際競争の激化の中で企業再編・再生という差し迫ったニーズに後追いという形で近年法改正・整備が急速に進んだのである。

右肩上がりの経済にマッチしたビジネスモデルに訣別し、得意分野に経営資源を集中し、足らざるを補い不得意分野は切り離す新しいビジネスモデルの構築、いわゆる集中と選択のための事業再編の必要性への対応である。企業グループの再編成では独占禁止法が改正（平成9年）され、純粹持ち株会社が解禁になった⁴⁾。商法の改正では、まず、合併手続きの簡素・合理化（平成9年）が行われ、報告総会および創立総会の廃止、簡易合併制度の創設などが実現し、持ち株会社の設立をうけての企業組織の変更が容易かつ円滑に行われるよう株式交換および株式移転の制度が導入（平成11年）され、会社分割制度（平成12年）も創設された。株式交換・株式移転の制度の創設によって親会社が子会社の発行した株式のすべてを保有する完全親子会社関係の構築が容易になった。会社分割制度の導入によって、会社がその営業の全部または一部を他の会社に承継させる事も円滑に出来るようになった。このほか、平成元年以降、累次の商法改正において、会社の設立に関する手続きの簡易化、資金調達面ではCPの発行・ペーパーレス化、社債制度の改正（発行限度規制の撤廃）や優先株式の発行手続きの合理化、また自己株式（金

4) 持ち株会社の禁止は、戦前、絶大な経済力と政治力を持った財閥解体の主要手段の一つとして、また類似の私的独占を予防するための規制として位置づけられてきた。しかし、持ち株会社の解禁は経済界の長年の悲願であった。持ち株会社が欧米で経営の効率化を担う重要な手段の一つとして活用されてきたのに対し、わが国企業はグループ経営の長所を十分に活かすことが出来ない、国際競争上不利な立場に立たされているとの見方を強めていたからである。低迷する経済を背景に、事業支配力が過度に集中しない範囲で持ち株会社は解禁された。これが金融持ち株会社の解禁、さらに一般の事業会社によるグループ経営に持ち株会社の利用を容易にする株式交換・株式移転、会社分割制度の新設などの商法改正につながっていったのである。

庫株)の取得制限の緩和、従業員等へのインセンティブ付与のためのストック・オプション制度の導入・改善、IT活用のための改正も行われた。

これらの改正の中には税制面からも手当てがなされないと活用されないものもある。企業再編税制の導入により、合併、分割、株式の交換・株式の移転などに関わる税制上のデメリットは概ね除去された。ただし、連結納税制度については、税収減をカバーする狙いから付加税が2003年3月期まで課せられたため本格的な活用は遅れた。

上述の一連の制度改正により、わが国の会社法制は経営革新を進める上で大きな障害は取り除かれ、現に、合併や事業分割、持ち株会社化などが活発化している。残る課題については、会社法制改革の総仕上げとして、平成17年の通常国会に提出が予定されている会社法案に概ね織り込まれると見られている。その主なポイントは第一に、組織再編にかかわるもので、株主総会の特別決議が不要な簡易組織再編の範囲の拡大、略式組織再編制度の導入である。第二は、日本型LLC(Limited Liability Company—出資者の有限責任、法人格、内部規律の柔軟性の実現—)の導入である。第三は、会社設立の容易化にかかわるもので、最低資本金制度の撤廃、会社機関の設計の柔軟化である。これら改正のなかには条件つきながら新事業創出促進法⁵⁾、産業活力再生特別措置法に既に制度として存在するものが多い。

経営の自由度を高める定款自治・当事者自治の拡大の流れの中で経営者に対する監督の強化策も整備(規律ある経営を目指す企業統治への改革)された。株式会社などの大規模会社法制の改革の世界的傾向は、資金調達方法、株主への剰余金分配手続き、組織再編手続き等の事項について当事者の選択の余地を拡大するものであった。と同時に、監督機関(取締役会、監査役会、会計

5) 日本のベンチャーブームはこれまでに何度か起きており、振興策なども講じられてきた。バブル崩壊後は経済活性化の手段としての期待から、ストックオプションやエンゼル税制の導入、最低資本金制度の事実上の撤廃、大学発ベンチャーの育成(国立大学の独立行政法人化等による産学連携の推進)、技術開発費の拡充、国のみならず地方自治体やコミュニティーレベルでの活発な動き、民間の支援組織などなど、支援策や周辺環境は格段に充実してきた。一定の成果が上がりつつあるように思われるが、一般ベンチャー等の起業はこれからの感がぬぐえない。制度改正や政策面からの支援拡大も重要であるが、肝心の新規事業の核となつて、実際にビジネスを立ち上げようというチャレンジ精神の旺盛な人材に限られていることが当面の最大の課題のように思われる。

監査人等)による経営者の監督を強化してきた。わが国でも平成13年・14年の改正がそれであり、当事者の選択の自由の拡大に対するチェック機能の整備であった。ただ、一連の制度改正の中で委員会等設置会社と監査役設置会社との間における利益処分権限の所在および取締役の責任要件の差異が顕在化した。そこで、現在検討されている会社法の中で制度間の不均衡は是正される見通しである。利益処分権限については、取締役の任期を1年とする等一定の要件を満たす場合には、監査役設置会社についても、委員会等設置会社同様、取締役会決議で利益処分が可能となる見込みである。また、取締役の責任についても、違法な剰余金分配、利益相反取引、株主の権利行使に関する利益供与にかかる責任について、委員会等設置会社同様、過失責任とされる。

なお、経済界が経営者に対する行き過ぎた責任追求は経営者の気持ちを委縮させるとして強く見直しを求めてきた、取締役の責任を最大2年まで制限できるようにすること（現在は、代表取締役について、6年まで、社外取締役以外の取締役について4年までしか制限できない）については、改正されない方向である。また、株主代表訴訟制度に関して、株主全体の利益とならない株主代表訴訟については、裁判所が却下できるようになる見通しである。

メモ 議員立法による改正

経済の活性化の一助として毎年のように会社法が改正されてきたが、ここで日本の社会の変化の一端をあらわしていると思われる点に触れておこう。商法などの基本法の改正などについては元來法制審議会の学者の専管事項とされ、議員立法（審議会の決定を受けて政府提案として国会に提出され成立する法律に対して、議員提案として国会に提出され成立する法律）はなかった。しかしながら、1997年には、学者による議員立法反対も世論に逆らえず、ストック・オプションと利益による株式消却特例法が議員立法で成立、これを境に議員立法による商法の改正が活発化した。その後、法制審議会の改革が進むこととなった。商法を審議する法制審議会の法制部会は年2回開かれるだけで、その間の審議はその下の小委員会に委ねられていた。その結果、部会のメンバーでも小委員会に参加していなければ審議の様子がわからない仕組みになっていた。法制審議会および実際に審議会を牛耳る法務省は、内外の批判に応じて立法のスピード

化をはかり、部会をフラット化し、委員構成も経済実態の声が反映するよう経済界をはじめとする一般国民が参加するなどの改革を進め、過去に例をみないスピードでその後の商法改正を実現していく。この間、経済実態をバックに経済界が動き、立法府も政府も産業競争力会議、産業再生会議を通じて動いたことが改正の推進力になったのは言うまでもない。

このように、審議会・法務省が動かないために議員立法が実現し、それが刺激になって経済実態に合わせて改革が進んだことは評価されて良い。ただしその後、人員の手当ても含めて法務省における立法体制が強化されている点は若干気になる点である。強化自体に問題はないが、今日では議員立法も法務省の意向で進んでおり（言い換えれば、衆参両院の法制局も含めて議員の立法体制が不十分ということであり、経済界ほか民間が支援体制を強化すべき問題であるが）、終わってみればまた官（行政府）優位・官主導の世界に後戻りをしているのではないか、というものである。

4.2 商法改正と会計制度

商法等の改正により経営の改革が容易になったことにあわせて、情報開示の強化、会計ルールの整備など、会計基準も整備されつつある。企業活動がますますグローバル化する中で、会計制度を国際的に通用するものにしなければならないという要請もあった。日本の旧会計基準は国際的に相当おくれをとっているとされ、この会計基準に沿って作成された財務諸表は信用できないとまで云われることもあった。新会計基準の導入によって、関係会社を利用した粉飾決算が行ない難くなった（企業グループの実態が連結情報の開示により明らかになる）。株式や土地をはじめ企業が内部に抱えていた「含み損」は、時価会計・減損会計・退職金会計を通じて表面化する、連結グループの形態による納税コストの差が解消する、税効果会計・研究開発費に関わる会計処理による財務状況の適正化などなど、企業経営に大変革を促している。いままた「エンロン事件」を契機にあらためて会計基準の国際標準化作業が行われている。更なる基準の変更が予想される。厳しい経済情勢が続く中で「日本の経営」からの脱却は多くの困難を伴うものである。しかし、新しい会計制度に適應することで、経営者、投資家双方にとってより適正な、しか

も国際比較が可能な経営評価材料が確保される。新しい基準は情報開示など規制強化の側面があるが、国際社会における信頼性向上のメリットは大きい。会計・監査は企業の財務情報の信頼性を保証する制度である。わが国の実情にあわせて公認会計士法の改正で監査法人を監視する公認会計士・監査審査会が発足している。

5. 法人税制の改革

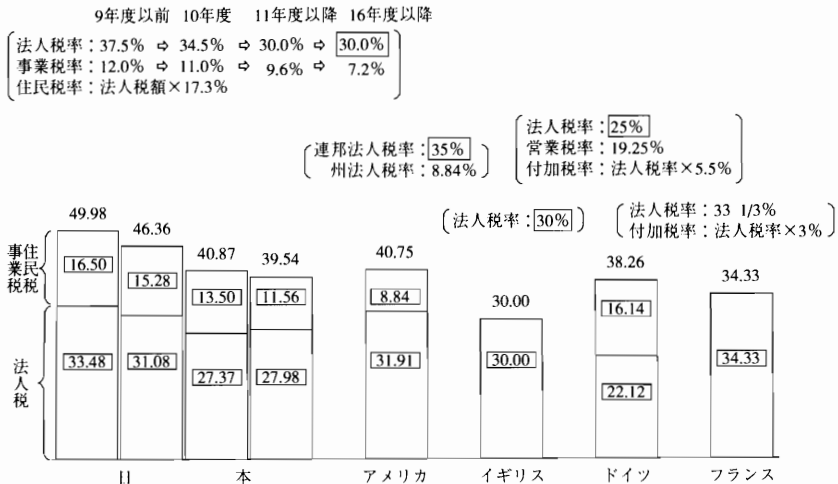
5.1 法人税の引き下げ

企業活動のグローバル化の進展のもと、1980年代の欧米では経済の再活性化が重要な論点となった。政府が大きくなりすぎて税負担が重くなり、貯蓄や企業の設備投資に対する抑制効果が働いているとの認識が強まり、英国のサッチャー政権や、米国のレーガン政権に代表される法人税制改革が一つの流れとなった。すなわち、企業が国を選ぶ時代に、企業を「富の源泉」として重視し、投資や企業活動に配慮して法人税負担の軽減をすすめたのである。

これに対し、わが国では、バブル崩壊後1990年代後半になって国際競争力の低下、産業の空洞化を背景によく税制見直しの気運が起こった。諸外国に比べて重い企業の実質的な税負担が企業の税引き後の収益率を低下させている、それが日本における企業行動にマイナスの影響を与え日本経済全体の生産性の低迷の大きな原因である、これは是正しなければならない、ということになった。事実1998年度税制改正を皮切りに実効税率の軽減が図られ、今日では 実効税率については主要欧米各国の水準に近づいてきた。(図1参照)

産業界は更なる引き下げを求めるとともに、引き下げが真に効果を挙げるためには、減価償却制度の見直し(償却限度額の引き上げなど)、受取配当金の益金不算入制度の見直し、欠損金の繰戻還付制度の復活など、そして土地に係わる固定資産税の負担水準の引き下げなどが必要と指摘している。また、グローバル経営の実態にわが国の国際租税制度が見合っていないとして、外国税額控除制度、タックスヘイブン対策税制、過小資本税制について

図1 法人所得課税の実効税率の国際比較



注、諸外国については、2004年1月現在

出所：財務省

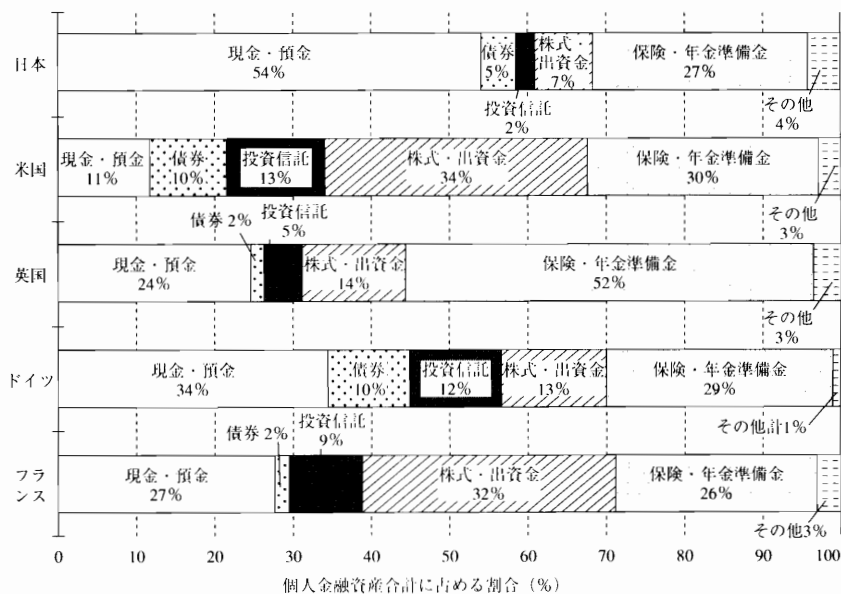
の適正化を求めている。なお、日米租税条約が30年ぶりに改正され、一定の親子間配当の源泉非課税措置の導入など日米間の投資交流促進に寄与するものと期待されている。中国、韓国をはじめとするアジア諸国との条約改正に対する産業界の期待は大きい。

5.2 重い社会保障負担

今後の企業経営にとり税負担以上に重い足枷は、増加する年金・医療の民間事業主（社会保障費）負担である。実際、法人税率をはじめとする法人課税は軽減されたが、社会保障費については年金・医療等に対する抜本的な改革が行われてこなかったために、民間事業主負担は法人所得課税（法人税、法人住民税、法人事業税の合計）を上回っている。因みに、2000年度では、前者が23.2兆円、後者が18・7兆円である。今後とも、社会保障費の伸びは国民所得の伸びを大幅に上回る事態が予想されている。

社会保障の問題は給付と負担のバランスの問題であるが、国の財政が危機

図2 個人金融資産の構成比(2001年末)



出所：日本銀行

的狀況にあることから、財政、税制も含めて、全体として長期的に持続可能な制度を確立する中で解決していかねばならない。しかしながら、企業の立場からすると、年金や雇用保険料の負担増に対する対抗策として、人件費の削減はもとより、雇用（正社員）の圧縮を通じて負担の軽減をはかる、場合によっては国際競争力を維持するために海外に活動拠点を移すという選択をするケースも生じてこよう。

メモ 資金調達手段の多様化、リスクマネーと税制

わが国は預貯金を優遇してきたこともあり（郵便貯金はその際たるもの）、家計が保有する株式や債権の割合は欧米主要国と比べて著しく低い。（図2参照）企業にとって、適切なリスクマネーが利用できることは資金調達の選択幅の拡大を通じて機動的・積極的な経営が可能になる。個人投資家にとっても、ニーズに応じた資金運用の幅が拡大する。そこで、最近の税制改正では「貯蓄から

投資へ」の考えに沿ってリスクマネーの供給促進にも配慮している。資本から得られる金融所得を一括して捉え、リスク商品への投資等で生じた損益を、様々な金融商品との間で相殺（通算）することを可能とする金融所得課税一元化の方向性を打ち出した。まずは、株式譲渡益、株式投信、配当について、確定申告を要しない簡素な課税の仕組みを導入、さらに政策的判断から5年間に限って預貯金より有利な10%への統一や投資による利益と損失を相殺して課税する損益通算の一部拡大などの改正を行なった。政府は、引き続き、金融・資本市場における規制改革や投資家保護の適正化、納税者番号号制の導入とともに金融所得課税一元化の推進に向けた検討をおこなっている。

6. 空洞化と対内直接投資

中国経済の目覚ましい発展などから日本経済の空洞化を心配する声があがっている。一般に、輸入の拡大や工場の移転（生産拠点のシフト）など海外への直接投資による国内産業の空洞化（雇用の喪失）はある程度さげられない。輸入や国外への工場移転等を取り上げるまでもなく、国内でも産業構造の変化・高度化の過程その他の原因で産業や地域に空洞化現象がしばしば見られる。問題は海外への投資が行われた理由は何か、また、空洞化が実際に生じたとして、その空洞化を輸出の拡大（例えば中国への部品や資本財、機械の輸出拡大）、海外からの直接投資、あるいは新産業の登場（新たな需要創出）等によって埋められる見通しがあるかどうか、である。

6.1 高コスト構造、国内物価高と空洞化

90年代に入ってわが国の海外直接投資は拡大したが、自動車やハイテク産業などの競争力のある企業、加えてこれら企業の取引先（部品・材料メーカー等）の投資、さらにわが国への輸出（逆輸入）を狙った投資が目立つ。これら投資の原因の一つに、わが国の高コスト構造と国内物価高がある。特に、1ドルが100円を割って、90円・80円と円高が進んだ90年代半ばには、「1ドル百円で輸出できるわれわれ製造業がいくら踏ん張っても、1ドル百

六十円の国内産業その他規制に守られた産業や高い公共サービス（料金）に足を引っ張られて、利益も出なければ従業員の生活も国内物価高（内外価格差の拡大）で楽にならない。これでは海外に出て行くしかない」といった趣旨の発言が経営者からしばしば聞かれた。戦後の復興とそれに続く高度成長期においては有効であったあるいは問題として顕在化しなかった規制、政府の行過ぎた介入、公的関与の強いセクターの非効率等々が、グローバル化の進む中で、輸出主導型産業や世界市場で熾烈な競争をしている経営者の注目を集めるようになったのである。その後、高コスト構造対策、規制緩和が進んだ⁶⁾。

企業が国を選ぶ時代であるから、その経営資源の有効活用を目指して海外に事業を展開するのは合理的である。わが国の企業が外国を選ぶように外国の企業にわが国も選ばれるのである。その点、わが国は対外直接投資が対内直接投資を大幅に上回っている。海外の企業にとってわが国は投資対象国として魅力に欠けていると言える。

6.2 対日直接投資の推進

少ない対日直接投資はストックでみてもフローで見ても一目瞭然である。（図4、5参照）対外直接投資と対内直接投資がバランスしなければならない理由はない。しかし、日本のアンバランスは異様とさえいえる。一般に、途上国は外国の資本、経営ノウハウ、技術、人材を積極的に導入して発展を図っており、対内直接投資が対外直接投資を大幅に上回っている。日本は後発先進国であることからするとストックベースの対日投資が対外投資を上回っていても不思議ではない。先進国では対外直接投資が対内直接投資を上回る傾向にあるが、アンバランスは日本と比較にならない程小さい。日本は、投資の利点を海外に与えるばかりで（対外投資の利点もあるが）、自らは享受し

6) 国内向け製造業、国内サービス業が非効率で、国内雇用の10%を占めるに過ぎない輸出主導型製造業が実は日本経済を牽引してきたということを説明する資料として McKinsey Global Institute の次頁の図3 が良く使われる。

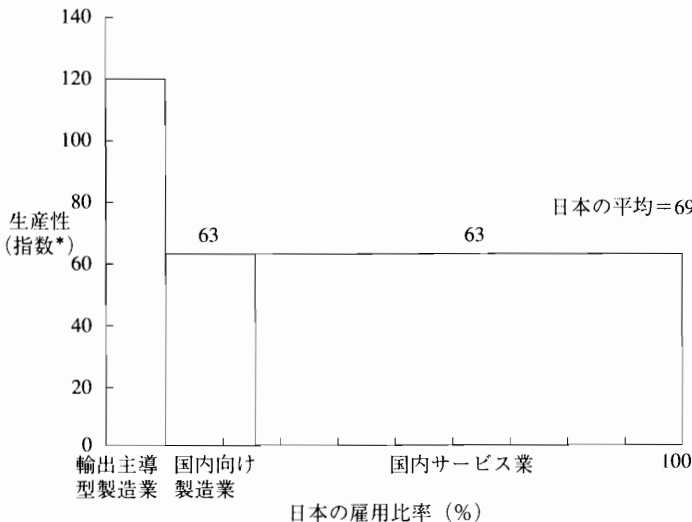
事業環境を悪化させている高コスト構造については、その代表格としてよく挙げられるのが、電力料金や港湾・空港使用料などのインフラ関連サービスで、その後の自由化で利便性向上措置が講ぜられつつある。

ていないとも言える。先進国でも、ウインブルドン現象の国と揶揄される英国は、サッチャー政権以後事業環境の改善に力を入れ、海外からの投資を積極的に受け入れて成果を上げている。より最近では、アイルランドが法人税の引き下げなどのインセンティブとEUの地域開発プログラムを駆使して外国企業誘致に成功し経済は活況を呈している。

対日投資の低さについての認識の高まりと、対日投資の拡大が日本経済活性化の重要な鍵となり得ることへの期待から対日投資促進は政府の政策課題の一つとなってきた。2003年1月の内閣総理大臣施政方針演説で日本の魅力再生の一環として向こう5年間で対内直接投資の残高の倍増を目指すと表明した。

具体的な対日促進策として、①行政手続の見直し、②事業環境の整備、③雇用・生活環境の整備、④地方と国の体制整備、⑤内外への情報発信などからなる投資促進プログラムをまとめ、取り組みを進めている。本稿が取り上げてきた事業環境の改善策など投資環境が良くなってきたこともあり対日直

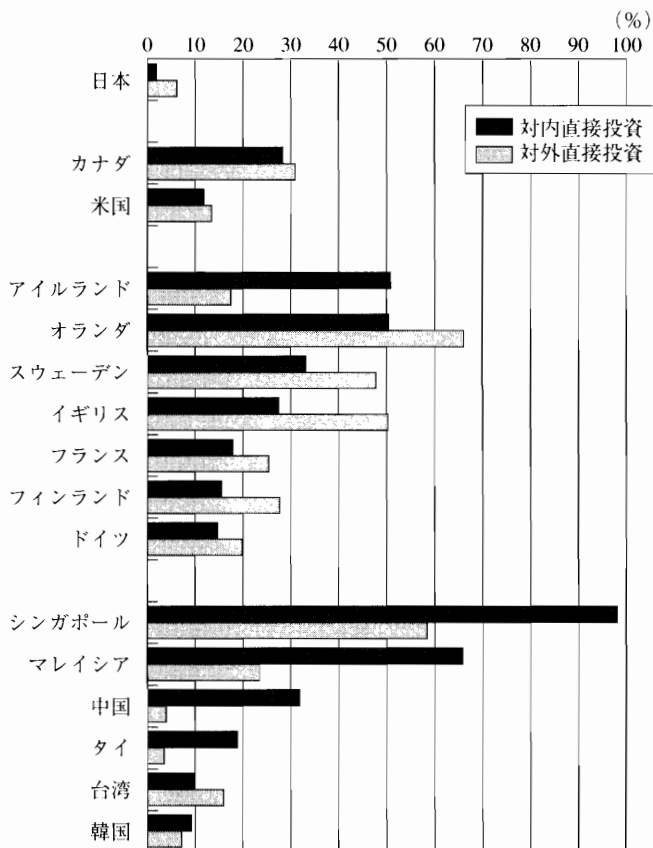
図3 日本経済の二重構造



* 1999年の米国を100としたもの

出典：McKinsey Global Institute 「日本経済の成長阻害要因—ミクロの視点からの解析—」

図4 国内総生産に対する直接投資（ストック・ベース）の比率（1999年）

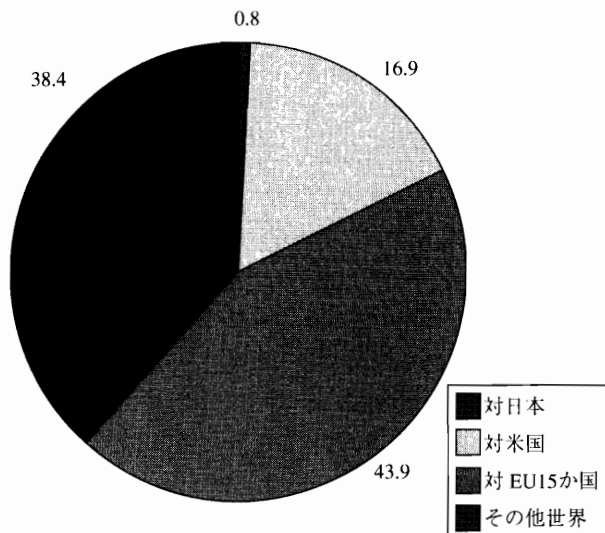


(資料) UNCTAD (2001) から作成。

出所：通商白書、2002年

接投資は非製造業を中心に近年増加傾向にはある。外資系企業の対日投資意識調査 (JETO 第7回対日投資に対する外資系企業の意識調査) などをもみても、制度面からみたビジネス環境の改善点として、事業再編を容易にする会社法の整備、法人課税の実効税率の引き下げ (欠損金繰越期間の延長なども)、国際的会計基準の導入 (企業経営の透明性向上)、規制改革の進展 (電気通信・金融保険業など規制改革、通信・電気料金や物流コストの低下)、法令運用・手

図5 世界の対内直接投資に占める対日直接投資の割合（2001年）



(備考) 数値はフローベース、単位は%。

(資料) UNCTAD World Investment Report 2002 から作成。

出所：通商白書、2003年

続に関わる透明性向上、労働市場の流動性向上（人材派遣業法の改正その他）を挙げている。在日欧米系企業は今後の対日投資促進策として、外国企業との株式交換の実現（日本子会社を通じた外国株式の提供など M&A の円滑化は会社法に盛り込まれる見通し）、医療・教育・公益事業における参入障壁の撤廃、金融サービス、運輸・通信、医療などの分野における一層の規制改革などが重要であるとしている。

7. グローバルな事業環境の改善

これまで日本国内の事業環境をとりあげてきた。ここでは、主として日本の企業が海外でビジネスをする際の環境について論ずることとし、① WTO（世界貿易機関）ベースの自由化、② 特定国（地域）との経済連携協定（EPA）等の締結を通ずる海外の事業環境の改善をとりあげる⁷⁾。

7.1 WTO ベースの自由化

保護貿易・ブロック経済の教訓を生かし、ガット体制のもとで貿易の自由化が進み、ウルグアイラウンドでサービス貿易はじめ投資関連貿易措置など新しい分野をカバーすることとなった。GATTはより強化された組織としてWTOに改組され、いままたWTOのもとで一層の自由化と幅広いルール作りを目指した新ラウンド（新多角的通商交渉）が続いている。WTO交渉で決められた事柄については原則として無差別・最恵国待遇原則が加盟国に適用されるので、交渉の進展により企業のグローバルな事業環境は改善する。交渉の過程でわが国も他国の要求を受け入れて自由化を約束するので、当然のことながら、わが国における事業環境も改善する。かくて、WTOベースの多角的通商体制の強化に対する内外企業の期待は大きい。しかしながら、現在行われているラウンドは、交渉開始に失敗した1999年から既に5年を数えている。先進国の関心の高い投資、競争、政府調達透明性の3分野が今回の交渉から事実上外されたにもかかわらず、妥結に至るまでは長期かつ紆余曲折があるものと見られている。

交渉が難航するそもそもの理由は、競争力のない企業、産業、組合その他による政治力の発揮にあるが（メモ「反グローバル化の動き参照」）、新ラウンドでは、先進国の農業保護の削減、途上国の工業製品に対する高関税の引き下げという難問が焦点となっている。そのうえ途上国の発言力が強まっており、先進国は国内事情もあり主導権をとりにくくなっている。特に自由化のメリットを享受できない（たとえば他国に輸出できるものを事実上生産してい

7) 近年わが国は科学技術開発に力を入れ、今また研究開発が生み出した特許などの知的財産権の保護・活用強化に乗り出している。海外における事業環境の改善との観点から触れておきたい。国内においても、保護制度の強化（データベースの保護、損害賠償制度の強化など）、紛争処理機能の強化（証拠収集手続きの充実など）、国内の取締り（商品の形態模倣対策、ノウハウ等の海外流失防止）、知的財産高等裁判所の創設などにより環境の整備は進んでいる。日本企業の海外における財産権の保護・活用策についても進展が見られる。特に被害の多い模倣品・海賊版に対する水際対策として、関税定率法の改正により税関で輸入差し止めの仮処分申請ができるようになった。国内における相談窓口の一元化など関係省庁が協力する体制もスタートした。今後は、より対応が難しい海外での模倣品対策をはじめ特許出願や訴訟で不当な扱いをされたときへの対策の整備である。EPA協議を含む二国間協議、日米欧の協力、WTOの貿易関連の知的財産権に関する協定の活用など課題は多い。

ないなどの) 途上国は貿易に関心がなく、WTO では取り上げられない援助の獲得だけに専ら関心があるため、交渉を一層難航させているとの指摘もある⁸⁾。日本は、コメの保護政策堅持の立場に縛られて、交渉をリードすることはもとより実質的な交渉への参加もおもりに任せない状況にあり、産業界の強い関心事である工業製品に対する関税引き下げはじめアンチ・ダンピング制度の濫用防止のための規律の強化、投資の自由化などの実現の見通しは立っていない。

メモ 外国の不正措置に対する対応

WTO 協定に加え、各地で進む経済連携協定において紛争処理制度は整備されてきている。殊に WTO における紛争処理メカニズムは一段と整備され、WTO の紛争処理手続きに付託された案件数は、ガット時代 (1948年から1994年の47年間) の314件から急増し、1995年から2003年までの9年間で304件に達している。実際に、WTO 協定違反措置・慣行によって企業が損害を被った場合には、WTO の紛争処理メカニズムを使って自国の政府に相手国が是正措置をとるよう調査開始を申し立てる。この点、米国は1974年通商法、EU は貿易障害規則という形で、諸外国の不正な通商関連措置への対応を法制度として整備し、米国は USTR、EU は DGTRADE がそれぞれ窓口となって交渉を支えている。これにたいし、わが国は、是正に向けた調査開始を求める手続き (調査開始申立制度) もなければ専門の独立した組織または専門の部局もない。企業関係者が外国の不正な措置等についての情報を政府に提供しその是正を働きかけることは可能であるが、調査開始申立制度はない。そのため、企業は行政の不透明な裁量を認めることになり、また政府の外国政府に対する交渉力は弱く、海外事業活動の安定性を確保しにくいと指摘されてきた。その上、関係する省庁は多く、企業からの働きかけに前向きに対応する役所も増えてきつつあるといわれているが、その不統一性も問題視されてきた (因みに、鉱工業製品の問題は経済産業省、食品・農林水産物は農林水産省、電気通信サービスは経済産業省と総務省、運輸・物流、建設サービスは国土交通省と経済産業省、関税評価は財務省、入管・就労は厚生労働省や法務省が所管等々)

産業界は、所定の手続きにより調査開始申し立てをした場合、一定期間内に

8) 小寺 彰「WTO 交渉の長期化必至」、日本経済新聞、2004年8月18日

正式に調査を開始し、何らかの措置を決定するまでの期限を設け、調査を開始しないと決定する場合は理由を明らかにするなどの内容を盛り込んだ法制度を整備するよう求めている（加えて、アンチ・ダンピング措置等の発動を求める場合の手続法・制度の改善と新法との整合性を確保するよう要望している）。WTO 交渉、EPA 交渉を問わず、わが国は国内の利害調整に追われて経済実態に見合った影響力を行使し得ないできた。国際通商のルール化が進む中で、海外事業展開を活発に行ってきた日本の企業も諸外国政府によるルールの遵守に一層強い関心を持つのは当然である。法整備と政治の強いリーダーシップによる一体的・集中的に推進するための体制整備が求められている。

7.2 経済連携協定（EPA）等の締結

EPA の締結は高度な自由化の実現や幅広いルールの策定を通じて協定国間のビジネスをやり易くし、経済交流をより活発にしようとするものである。WTO と違う点は、協定外の第三国の企業にとって事業環境の改善にはならない（差別を受ける）、という点である。グローバルな自由化を目指す WTO が望ましい理由はここにある。しかし、新ラウンド交渉が難航していることからわかるように、WTO 交渉がなかなか成果を挙げにくい現実がある。そこで米、EU を中心に関係国との間に EPA や FTA（自由貿易協定）などの協定締結が近年急速に進んでいる。その結果、日本の企業はメキシコにおいて、関税等の面で FTA 締結国である欧米企業に対し、競争上不利な立場にたたされ、被害を蒙る事態に至った。（日墨共同研究会報告書は対メキシコ輸出の不調など年間4000億円と推計）政府調達においても、入札対象から外されるなど差別を受ける羽目に陥った。メキシコその他からの働きかけもあり、わが国も WTO との整合性に配慮した EPA の推進に踏み切った。しかし、困難な農産物の自由化がネックとなり、特に問題のないシンガポールとの EPA 交渉が先行し、EPA 第一号が2002年11月発効した。メキシコとの EPA は豚肉、オレンジジュースの市場開放（対日輸出）をめぐる一時は決裂したが、再交渉を経て2004年3月大筋合意にこぎつけた（協定発効は2005年予定）。メキシコで欧米の企業と対等の競争を切望していた企業関係

者はじめ内外のEPA推進派は危機感を募らせていたが、この合意が今後のEPA締結に新たな展望を開くものとして歓迎している。

現在、韓国、ASEAN 3カ国（タイ、フィリピン、マレーシア）との間でEPA締結に向けた交渉が進められており、フィリピンとの間には大筋合意に達し、さらに、インドネシア、ASEAN、インドなどとの予備的検討や話し合いが行われている。交渉では、日本は主としてこれらの国に高関税品目の自由化や投資ルールの整備（投資許可段階での内国民待遇・最恵国待遇原則の適用など）を要求し、これらの国は日本に看護・介護分野の人材受け入れをはじめとする人の移動、農産物の自由化などのセンシティブな分野にたいする要求をする構図となっている。交渉が容易でないことは理解できるが、日本の企業がEPAの締結によるアジアでの自由な事業環境の確保に大きな期待を寄せていることは無視できない。少なくとも、日本と密接な経済関係のあるアジアの国がアメリカなどとEPAを結ぶことによってメキシコのケースのように日本が再び実質的に不利な状況に追いやられることはあってはならない。

7.3 EPAのもう一つのメリット

WTOもEPAも自由化を進めるという点では同じである。ただEPAは、定型はないものの経済連携協定の名前のごとく部分的な市場統合の実現を目指しているともいえる。メキシコとのEPAに見られるように、協定は網羅的・包括的である。農業分野のようにWTOベースの自由化でも国内における構造改革を迫られる。ましてや、EPAは経済交流を一層緊密にするため、国内の制度・仕組みに直接関わりのある一步踏み込んだ協定にもなる。たとえば最近注目を集めつつある人の移動を含むサービス貿易の自由化、先進諸国との間で協定を結ぶ場合には特にそうであるが、各種基準や認証制度に関わる相互認証制度の導入、通関手続きの透明性確保と簡素化・迅速化・低コスト化による貿易の円滑化、いずれも本格的に進めようとするれば国内の法令等の見直しを伴う場合が多い。多くの国とのEPAを推進することは、わが国が活力を回復するために欠かせない規制改革や官製市場の見直しなど事業環境の改善につながる改革を進めることにもなる。EUは経済統合体で

表5 日メキシコ経済連携協定の概要

- ・農産物5品目のメキシコからの輸入（豚肉—従価税率半減の特恵輸入枠の設定・拡大、オレンジジュース—関税率半減の特恵輸入枠の設定・拡大、牛肉・鶏肉・オレンジ生果—無税枠の設定など）
- ・工業製品の対日関税引き下げ—わが国企業が米・EU企業に対して対等に競争することが可能に（鉄鋼輸出の約8割は無税、自動車—新規無税枠の設定など）
- ・貿易円滑化のための税関手続きに関わる協力
- ・サービス貿易の自由化—原則として相手国のサービス提供者に対する内国民待遇・最恵国待遇の付与、規制が残る分野は付属書に掲載。
- ・投資ルール—相手国の投資家に対し、内国民待遇・最恵国待遇の付与、例外は明記。日本企業は、メキシコがFTAを結んでいる米、加、その他の国の企業と同等の待遇を確保。
- ・メキシコの政府調達取り扱い—日本企業は、政府機関、政府系企業の調達市場にメキシコがFTAを結んでいる米、加、その他の国の企業と同等以上の条件で参加が可能に。
- ・競争政策—執行活動上の協力・調整等を通じ、反競争的行為の分野において協力。
- ・ビジネス環境整備—両国企業間の貿易・投資促進のための協議機関を設置（民間も参加）。
- ・二国間協力の推進（貿易投資促進、裾野産業、中小企業、科学技術、人材養成、知的財産、農業、観光、環境の9分野）
- ・紛争処理—協定の解釈・適用に起因する両国間の紛争解決のため、仲裁裁判を含む規則や手続きを制定。

（「日メキシコ経済連携協定に関する大筋合意について—平成16年3月12日」より作成）

あり、新たにEUに加盟した東欧など10カ国は、EU経済と一体化すべく必要な国内制度改革を行ないまたはその実施計画を携えて加盟した。EPAの締結も程度の差こそあれ必要な改革を前提とするものである。グローバル化の進行はそれを迫っている。

7.4 反グローバル化の動きについて

モノやカネ、サービス・ヒト、企業が国境を超えて活発に移動する今日、反グローバル化の動きもインターネットの活用や発達した輸送手段を利用してグローバルな動きを強めている。最近注目を集めたものでは、OECDの多国間投資協定(MAI)交渉に対する反対(1997年、パリ)、WTOの貿易自由化交渉に対する反対(1999年、シアトル)、世界の各界指導者の集まり(2001年、ワールド・エコノミック・フォーラム、ダボス)における反グローバ

ル・デモなどである。その主張は多岐にわたる。グローバル化の進展によって貧富の差が拡大している（南北格差、貧困の問題）、多国籍企業は途上国を搾取している（政治を動かし、低賃金などの暴利を得ている）、貿易投資の自由化に反対である（保護を求める産業・組合）、グローバル化は環境破壊・地域社会の破壊を促進する、などなど。一部には、市場メカニズムを否定する反資本主義的活動家、反社会的活動家も含まれるが、非貿易的な市民社会的価値を擁護する観点から環境問題や貧困問題の解決に向けて政策提言を行なっていこうというグループも多い。

本稿がとりあげた事業（企業）環境の整備は、グローバル化を良しとする観点からの議論であり、グローバル化に歯止めをかけようとするものではない。むしろ、市民社会的な価値とのバランスをとりつつグローバル化を積極的に活用していく必要性について論じた。グローバル化の波に乗って貧困から脱却し、環境問題等にも配慮しようとしている中国はじめ多くの途上国はグローバル化の恩恵を受けている。わが国も、途上国と同レベルの問題ではないがグローバル化の恩恵を受けるためには事業環境を絶えず見直し整備していくことが重要である。

終わりに

本稿は企業が決定する経営方針や経営戦略、あるいは経営計画の基盤とも言うべき事業（企業）環境をとりあげてきた。特に、グローバリゼーションが進展する中で、日本が世界経済から取り残された形でなかなか活力を取り戻せないできた事実、そしてその原因の一つとして事業環境が魅力的でないことに焦点をあてて議論をしてきた。日本は明治以降、官主導で産業（企業）の保護・育成に重点を置き、一定の成果を挙げてきた。この政策を産業政策と呼ぶならば、今や産業政策は行き詰まりを見せており、これからは広い意味で産業振興を図る視点から企業・産業が（内外の）市場でダイナミックかつ公正な競争を展開できるようにするための環境整備が重要である。

総合政策科学との関連で言えば、企業政策論では、与えられた（事業）環境のなかで、社会のニーズに応えつつその発展に積極的に参加していく立場

にある企業が、不断に創意工夫を凝らし価値の最大化を目指して採用する政策を取り上げるのに対し、ここでは、企業政策論の与件である事業環境を規定する政策を取り上げた。今後国や地方自治体等の行政にかかわる院生にとって、また企業の現場や企業の研究に身を置こうとしている院生にとって、何らかの参考になれば幸いである。

参考文献

- 八代尚宏「規制改革『法と経済学』からの提言」、有斐閣、2003年
- 岩原紳作『会社法改正の回顧と展望』『商事法務』No. 1569、2000年、4-16ページ
- 横尾賢一郎・玉木亜弥・正木義久「改正商法改正活用ノート」、税務経理協会、2002年、8-13ページ
- 江頭憲治郎『「現代化」の基本方針』『ジュリスト』（有斐閣）NO. 1267、2004年、6-10ページ
- 星野英一『法制審議会—この知られざる存在』『NBL』（商事法務研究会）NO. 600、1996年、4-12ページ
- 日本経済団体連合会「税制改正に関する提言」、2003年9月16日、2004年9月17日
- 日本経済団体連合会「外国政府の不正通商措置等に対する調査開始申立て整備を求める」、2004年、2月13日
- 伊藤元重「グローバル経済の本質」、ダイヤモンド社、2003年
- 小寺彰編著「転換期のWTO」、東洋経済新報社、2003年